

新潟市津波避難計画

平成31年3月



新潟市

目 次

第1部 総 則

第1章 総則

| | |
|---------|---|
| 1 計画の目的 | 1 |
| 2 計画の修正 | 1 |
| 3 用語の意味 | 1 |

第2部 前提条件・対象範囲

第2章 津波浸水想定

| | |
|-----------------------|---|
| 1 津波を引き起こすと想定される断層モデル | 3 |
| 2 津波浸水深及び津波到達時間 | 3 |

第3章 避難対象地域及び津波避難ビルの指定等

| | |
|------------------|---|
| 1 避難対象地域の検討 | 4 |
| 2 避難困難地域の検討 | 4 |
| 3 津波避難ビルの指定 | 5 |
| 4 津波避難場所の指定 | 5 |
| 5 避難経路、避難目標地点の検討 | 5 |

第3部 前提条件を踏まえた新潟市における津波避難の基本的な考え方

第4章 避難の基本方針

| | |
|---------------|---|
| 1 津波避難の基本方針 | 6 |
| 2 より安全な場所への避難 | 6 |

第5章 新潟市における津波被害の特性（4つの地域特性）

| | |
|------------------------|---|
| 1 想定される津波被害特性（4つの地域特性） | 7 |
|------------------------|---|

第6章 避難行動要支援者の避難対策

| | |
|-------------------------|---|
| 1 情報共有体制の確立 | 8 |
| 2 避難行動支援及び避難誘導を行う者の安全確保 | 8 |

第4部 津波避難の基本的な考え方を実現するための市の体制整備

第7章 本市の初動体制

| | |
|------------------|---|
| 1 職員の配備体制 | 9 |
| 2 津波に関する情報の収集と伝達 | 9 |

第8章 避難情報（避難指示）の発令

| | |
|------------|----|
| 1 発令基準 | 10 |
| 2 伝達方法 | 10 |
| 3 避難指示等の解除 | 10 |

第9章 平常時の津波防災教育・啓発

| | |
|-----------------------------|----|
| 1 津波に対する心得 | 11 |
| 2 普及・啓発の方法 | 11 |
| 3 観光客、海水浴客、釣り客等の円滑な避難のための啓発 | 11 |

第5部 避難行動の実効性を高めるために取り組むこと

第10章 津波防災訓練

| | |
|--------|----|
| 1 訓練内容 | 12 |
|--------|----|

第6部 津波から命を守るために市民へ求めること

第11章 市民と地域、事業所等へのお願い（役割）

| | |
|---------------------|----|
| 1 避難先・避難経路等の確認 | 13 |
| 2 積極的な災害情報の収集 | 14 |
| 3 避難訓練 | 14 |
| 4 市民及び事業所における備蓄 | 14 |
| 5 避難行動要支援者への避難支援 | 15 |
| 6 市民及び事業所における耐震対策 | 15 |
| 7 市民及び事業所における安否確認方法 | 15 |

第1章 総則

この計画は、新潟市地域防災計画 第2部「災害予防計画」第4章「津波予防計画」第1節「避難計画」第1項「自主避難の体制強化」に基づき、「新潟市津波避難計画」として策定したものである。

1 計画の目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者合わせて約2万人という甚大な人的被害をもたらし、そのうち9割以上が津波からの避難が遅れたことが原因と言われている。

本市では、昭和39年の新潟地震において、津波が発生し沿岸部を中心に被害を受けた。この時の発生した津波は、信濃川を遡上し下流域で2mを超える津波高が確認されている。

本計画は、津波からの避難にかかる本市の対応方針を明示し、津波から身体・生命を守るために最も基本となる「自らの判断により、速やかに安全な場所に避難する」行動に結び付けることを目的とする。

2 計画の修正

本計画は、最新の知見を反映した津波浸水想定や国・県の関連する計画、市地域防災計画などを踏まえ、必要に応じて修正を行う。

3 用語の意味

この計画で用いる用語の意味は、次のとおりである。

(1) 津波浸水想定区域

想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲
新潟県が平成29年11月15日に公表した「新潟県津波浸水想定区域図」（以下「津波浸水想定図」という）によって浸水するとされた陸域の範囲

(2) 津波浸水深

津波浸水想定図に基づく地表からみた津波による浸水の深さ

(3) 津波到達時間

津波浸水想定図に基づく津波が地域に到達すると予測される時間

(4) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域
津波浸水想定図による浸水想定区域を基本に、地形、避難路、避難施設等の地域の特性を勘案のうえ、地域住民が主体となり検討する。

- (5) 避難困難地域
避難対象地域のうち、徒歩を前提とする避難行動では、津波の到達までに避難対象地域の外（津波が到達しないと想定される地域）に避難することが困難な地域
- (6) 津波避難場所
津波からの危険を回避するため、津波発生から津波が終息するまでの緊急・一時的な避難を行う場所で、新潟市が指定するもの
自然地形を利用した高台や標高の高い位置に存在する公園や駐車場などのオープンスペース
- (7) 津波避難ビル
津波発生から津波が終息するまでの緊急・一時的な避難のために利用する建物で、新潟市が指定するもの
- (8) 指定避難所
住宅の倒壊やライフラインが使用できない等の理由によって、被災者等が仮の生活を送ることができる施設
主に学校や公民館等の公共施設で新潟市が指定するもの
- (9) 避難目標地点
津波の危険から回避するために、避難先として目標にする地点で設定は各地域の特性を踏まえ地域住民が検討する。
避難対象地域の外が望ましいが、津波到達までに避難対象地域の外へ避難することが困難な場合は、津波避難ビルなどの堅ろうな建物を避難目標とする。
- (10) 避難経路
避難目標地点まで安全に到達できる経路で設定は、各地域の特性を踏まえ地域住民が検討する。
- (11) 新潟市津波避難地図（ハザードマップ）
津波浸水想定をもとに、本市が予想される浸水範囲や津波避難場所、防災関係機関、避難経路等の情報を掲載し作成した地図。
- (12) 避難困難者
津波が到達するまでに、安全な場所に避難することが困難な方。
- (13) 避難行動要支援者
災害時において、自ら避難することが困難で、避難のために何らかの支援を希望する方（高齢者、障がい者、要介護者など）。

第2章 津波浸水想定

新潟県が平成29年11月に公表した津波浸水想定区域図において、新潟市域に津波被害をもたらす断層想定は次のとおり。なお、あくまでも想定であり「想定外」の地震及び津波の発生があり得ることを認識すること。

1 津波を引き起こすと想定される断層モデル

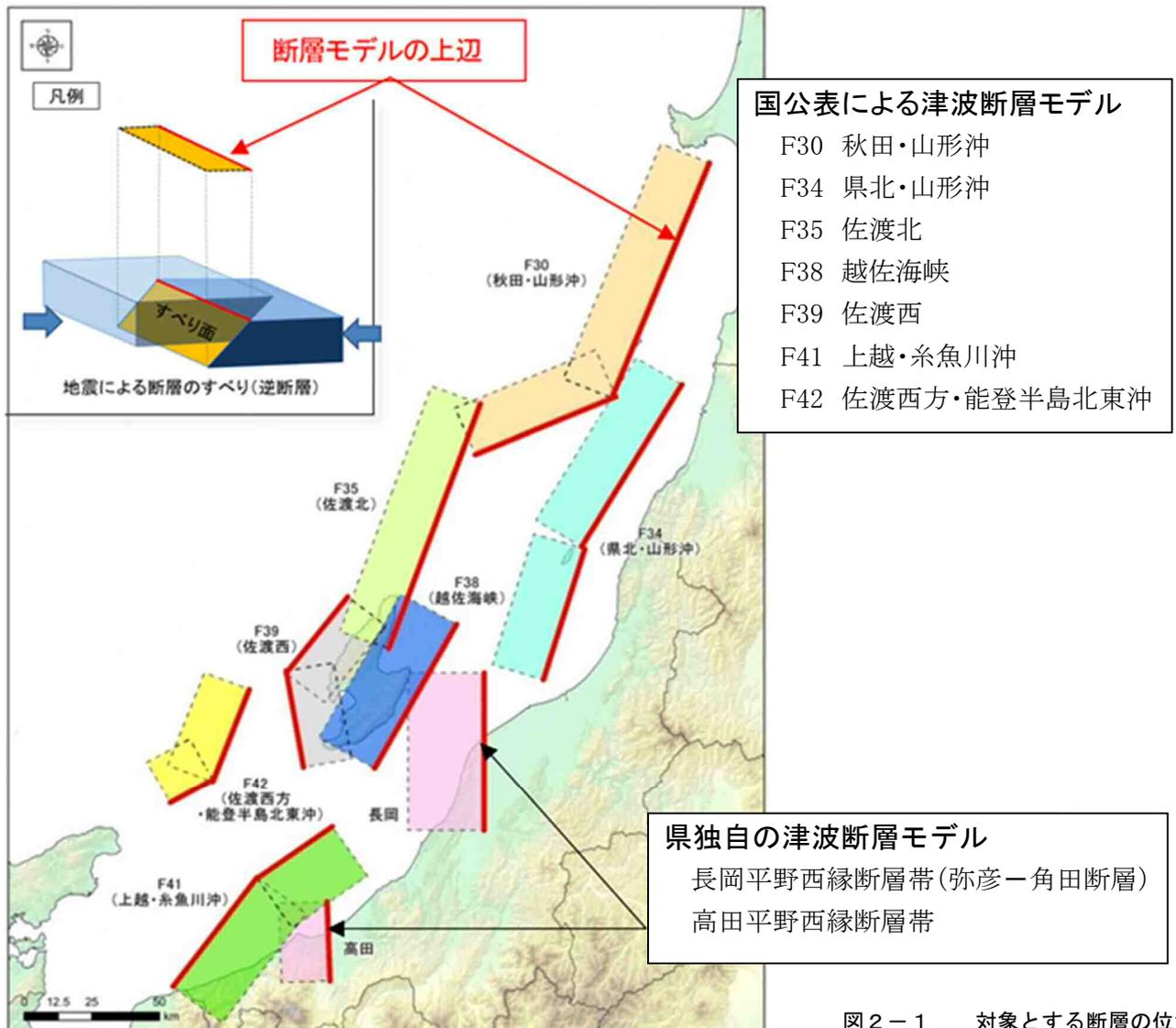


図2-1 対象とする断層の位置
(出典：平成29年度新潟県公表資料)

2 津波浸水深及び津波到達時間

(1) 津波浸水想定(浸水の区域及び浸水深) ⇒ 津波浸水想定域図のとおり

(2) 津波到達時間 ⇒ 津波浸水想定域図のとおり

なお、津波到達時間は地震の発生場所、規模等により予想時間よりも早く到達することがあるので、到達予想時間にとらわれることなく、迅速な避難が必要である。

第3章 避難対象地域及び津波避難ビルの指定等

市民の速やかで安全な避難のため、あらかじめ避難対象地域、避難困難地域、津波避難ビル、津波避難場所、避難経路について定める。

1 避難対象地域の検討

津波浸水想定区域図による浸水想定区域を基本に各地域の地形、避難路などの地域の特性を踏まえ、地域ごとに地域住民が主体となって検討するものとし、本市は住民による検討が円滑に進むよう資料の提供や助言など必要な支援に努める。

2 避難困難地域の検討

津波の到達時間までに、避難対象区域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域について検討する。

検討にあたっては、歩行速度、津波の到達時間、避難開始時間、避難目標地点までの到達時間のほか、地形、避難路など地域の特性を踏まえ地域ごとに地域住民が主体となって検討に努めるものとし、本市は住民による検討が円滑に進むよう資料の提供や助言など必要な支援に努める。

図3-1 避難困難地域設定の概念図（出典：津波避難ビル等に係るガイドライン 津波避難ビル等に係るガイドライン検討会）



3 津波避難ビルの指定

本市は、次の点に留意し津波避難ビルを指定する。また、施設所有者・管理者と避難時の使用について必要な事項をあらかじめ協議しておくものとする。

なお、「津波避難ビル一覧」は市地域防災計画「資料編」を参照のこと。

(1) 津波避難ビルの指定の目安

- ア 耐震診断によって耐震安全性が確認されている。または、新耐震設計基準（昭和56年（1981年）施行）に適合している。
- イ 3階建て以上の鉄筋コンクリート造（RC）または鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）を原則とする。
- ウ 想定される浸水深、せり上がり高よりも、十分な高さのある避難者受け入れ場所を有すること。

(2) 標識板の設置

指定した津波避難ビルには、施設の名称や使用可能な場所を記載した標識板を設置する。

(3) 津波避難ビルの市民への周知

指定した津波避難ビルは、所在地や避難可能時間、使用可能な場所などについて、市ホームページなどにより広く市民へ周知する。

(4) 津波避難ビルの有効性の検証

地域による避難訓練を推奨し、その訓練結果などを通じ津波避難ビルの有効性を検証する。

4 津波避難場所の指定

本市は、次の点に留意し津波避難場所を指定する。

なお、「津波避難場所一覧」は市地域防災計画「資料編」を参照のこと。

- (1) 原則として避難対象地域から外れている、または浸水深より高いところ
- (2) 原則としてオープンスペース（山や丘、広場、公園、駐車場など）であること
- (3) 周辺に崖崩れといった土砂災害や危険物貯蔵所等の危険箇所がないこと

5 避難経路、避難目標地点の検討

避難経路及び避難目標地点は、地域の地形、道路・歩道等の通路、津波避難ビル、津波避難場所などの避難施設などの地域の特性を踏まえ、地域住民が検討するものとし、本市は住民による検討が円滑に進むよう資料の提供や助言など必要な支援に努める。

なお、検討にあたっては、市地域防災計画「第2部 第4章 第1節 津波災害における避難計画 7 市民と地域、(2) 事業所等」の役割避難先・避難経路等の確認」を参照すること。

第4章 避難の基本方針

津波被害の発生が見込まれる場合に、自ら速やかに安全な場所に避難するために必要な項目を次のとおり示す。

1 津波避難の基本方針

- (1) 地震が発生したら、高台や海・河川からより高く遠いところへ直ちに避難する。
- (2) 避難しつつも、災害情報の入手に努める。
- (3) 原則徒歩で避難する。
- (4) 安全確保のために自ら率先して避難する。
- (5) 津波警報の解除など津波による危険がなくなるまで、より安全な場所へ避難を継続する。

2 より安全な場所への避難

津波警報等の発表や、津波が発生した場合の具体的な避難行動は次のとおり。

- (1) 避難対象地域の外へ避難するよう努める。
- (2) 津波到達までに避難対象地域の外へ避難することが困難な場合は、津波避難ビルや近隣の堅ろうな建物の高層階へ避難する。
- (3) 津波は繰り返し到来するため、津波警報が解除されるなど避難の必要がなくなるまで、より高い安全な場所への避難を継続する。

第5章 新潟市における津波被害の特性（4つの地域特性）

本市で想定される津波被害の形態は地形特性により大きく次の4つに分けられる。

1 想定される津波被害の特性（4つの地域特性）

（1）沿岸・沿川^{えんせん}地域 [緊急避難地域]

沿岸地域：津波の力が非常に強く、建物などの構造物を破壊する力を持つ。海岸では土地が高くとも、津波が勢いよく押し寄せ被害が出る可能性がある。

沿川地域：地震の揺れによって、堤防等が倒壊し津波の発生前でも河川からの浸水が発生する。続いて、津波が河川を遡上し、強い力で堤防を破壊し、被害がさらに拡大する恐れがある。

<基本となる避難行動>

地震が起こったら津波警報を待たずに、直ちに高台や避難ビルへ避難する

（2）河川遡上^{そじょう}地域 [早期避難地域]

海岸域だけではなく、津波が川を駆け上りながら、河口から遠く離れた内陸の沿川にまで甚大な被害を及ぼす地域。

川沿いから1キロ以上離れた場所でも、河川遡上の影響をうけることがある。また、船・木材などの漂流物が逆流し、思わぬ破壊力を持つ。

<基本となる避難行動>

できるだけ河川から離れ、より内陸側の高台や避難ビルに向かって避難する

（3）低平地浸水^{たんすい}地域 [長期湛水地域]

海岸から比較的離れた地域においても、河川を逆流してきた津波により広範囲にわたり浸水が広がる地域。一度浸水すると自然に排水されず、長期の浸水状況が想定される。逃げ遅れると長期の湛水により避難生活が長期化する恐れがある。

<基本となる避難行動>

浸水想定区域から離れ、より遠くの高台や津波避難ビル等の堅ろうな建物の高層階へ避難する

（4）避難者受け入れ地域

津波による浸水の影響がないことが想定される地域。「想定外」の地震災害発生により、浸水の危険が無いわけではないので十分な注意が必要

<基本となる避難行動>

津波の浸水が想定される地域からの避難者について、避難生活を支える支援の準備をする

（具体例）避難所での受け入れ・生活支援、親戚や知人への自宅等での受け入れ

第6章 避難行動要支援者の避難対策

単独での避難が難しい災害時要支援者の避難対策について定める。

1 情報共有体制の確立

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

本市は、災害時要支援者の避難支援、安否確認及び生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿（以下、名簿という。）を作成する。

(2) 名簿情報の提供先と地域ぐるみの支援体制

災害発生時に地域ぐるみで避難行動要支援者の安全確保を図るため、本市は、本人の同意を得て、平時より自主防災組織、協力自治会・町内会、民生委員及び警察に名簿を提供するとともに、各々から協力を得ながら、避難支援等の体制づくりに努める。

(3) 避難行動要支援者の個別支援計画の検討

災害発生時の地域ぐるみの支援体制の充実を図るため、日ごろから本市と自主防災組織、協力自治会・町内会、民生委員・児童委員及び警察との情報共有化を図るとともに、避難行動要支援者一人ひとりの支援計画の策定の促進に努める。

2 避難行動支援及び避難誘導を行う者の安全確保

避難行動要支援者に対し避難の誘導や支援などを行う者は、自身の安全確保のため、次のとおり行動するものとする。

(1) 自らの命を守ることが最も基本であり、その上で避難行動支援等を行うことが前提であることを認識する。

(2) 津波浸水想定区域内での活動が想定される場合には、ラジオや電子メール等による災害情報の入手に努め、津波到達時間までに高台等へ避難を完了する。

第7章 市の初動体制

本市の職員の配備体制及び、気象庁等から提供される情報を速やかに住民等へ伝達するための収集・伝達方法について定める。

1 職員の配備体制

本市の職員の配備体制については、市地域防災計画「第3部 災害応急対策計画 第1章 震災・風水害・津波災害共通応急対策計画 第1節 災害対策本部と組織動員計画 3 職員配備体制及び活動」のとおり。

2 津波に関する情報の収集と伝達

本市の情報の収集・伝達方法については、市地域防災計画「第3部 災害応急対策計画 第4章 津波災害応急対策計画 第2節 情報収集・伝達計画」のとおり。

第8章 避難情報（避難指示）の発令

津波が発生、または発生するおそれがある場合の本市が発令する避難情報（避難指示）について必要な事項を定める。

1 発令基準

津波からの避難は特に緊急を要すことから、住民への避難情報は避難指示を原則とする。また、避難指示は、次の状況が認められるときを基準として発令する。

- (1) 大津波警報・津波警報が発表され、津波による家屋の破壊、浸水等の危険が認められる場合
- (2) その他災害の状況により、市長等が必要と認める場合

2 伝達方法

(1) 災害対策本部による避難情報（避難指示）の広報

本市災害対策本部は、ホームページ、にいがた防災メール、緊急速報メール、サイレン、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）、警鐘、同報無線、緊急告知FMラジオ及び広報車等利用可能なあらゆる広報手段により、住民等に対して速やかに避難情報（避難指示）を伝達するとともに、自主防災組織等、地域などの協力を得ながら、より細やかな周知となるよう努める。

(2) 防災関係機関への避難情報（避難指示）の広報の要請

ア 報道機関

本市は報道機関に対し、テレビ、ラジオ等による避難指示の広報について要請する。

イ 新潟県等

本市は新潟県、新潟県警察本部、第九管区海上保安本部に対し、ヘリコプターによる広報を要請する。

3 避難指示の解除

本市は津波警報等が解除されるなど、避難の必要がなくなったときは、避難している住民等に対してその旨を公示する。なお、公示は避難指示の伝達手段に準じた方法により行う。

第9章 平常時の津波防災教育・啓発

本市は、津波から命を守るために必要となる心得及び知識などの普及・啓発について定める。

1 津波に対する心得

- ア 強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- イ 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ウ 正しい情報を同報無線、ラジオ、テレビ、メール、広報車などを通じて入手する。
- エ 津波注意報でも、危険なので海水浴や釣りは行わず、海岸から離れる。
- オ 津波は繰り返しおそってくるので、大津波警報、津波警報・注意報解除までは気をゆるめない。
- カ 津波は第一波よりも後続波の方が高くなる場合があるので、より安全な場所への避難を継続する。

2 普及・啓発の方法

本市は、津波ハザードマップ・パンフレット・リーフレット等の配布、市報・マスメディア等を活用し、津波に対する知識の啓発を図る。

3 観光客、海水浴客、釣り客等の円滑な避難のための啓発

(1) 情報伝達

- ア 本市は、利用者に対し同報無線の屋外拡声器、サイレン、広報車等により迅速な津波情報等の伝達を行う。
- イ 津波浸水想定区域にある観光施設や宿泊施設の施設管理者に対し、避難情報や災害情報の伝達手段の確保及び、利用者に対する津波避難計画及び情報伝達マニュアルを定めておくよう指導する。
- ウ 海水浴場の監視所及び海の家等に対し、情報収集機器（ラジオ等）や情報伝達機器（拡声器、サイレン等）の配備や利用者への情報伝達方法、避難誘導方法等を定めたマニュアルを作成するよう指導する。

(2) 津波注意看板・避難誘導標識等の設置

観光客等（観光客、外国人など）、地理不案内な外来者への津波避難対策として、本市は津波注意看板のほか、標高表示や津波の高さ表示、避難誘導や津波避難場所を示した避難誘導標識等の設置に努める。

(3) 災害情報が届きにくい地域にいる市民への啓発

同報無線の音声が届きにくい場所にいる釣り客や観光客等に対して、本市は、津波に対する心得や津波の危険性、津波避難場所などを記載した啓発用チラシを海の家や釣具店、海水浴場の駐車場等で配布するなど関係事業者と連携し、災害発生時に直ちに避難できるよう啓発を行う。

第10章 津波防災訓練

津波災害が予想される際の避難は特に緊急を要することから、住民が主体的に判断し、津波避難行動を取ることが重要となる。

そのためには、日頃の訓練の積み重ねによる備えが必要であり、迅速かつ的確な避難行動の実現に向けた津波防災訓練について定める。

1 訓練内容

本市及び防災関係機関、市民は次の事項に留意し、津波防災訓練の実践に努める。

(1) 津波警報及び避難指示等の受信手段の確認

同報無線、緊急速報メール、にいがた防災メール、緊急告知 FM ラジオ、広報車等による手段を確認する。

(2) 避難先の選定・確認

高台や津波避難ビルなど避難先となる目標地点をあらかじめ選定、確認する。

(3) 避難経路の選定・確認

安全性、避難のしやすさ等に留意し、避難経路をあらかじめ選定・確認する。なお、避難経路は複数あることが望ましい。

(4) 避難誘導方法の確認

避難先への誘導方法についてあらかじめ確認する。その際、避難誘導を行う者は、津波到達時間までに高台等へ避難を完了することを前提とする。

(5) 災害時要支援者の避難方法の確認

災害時要支援者の状態を勘案した誘導方法や運搬方法をあらかじめ確認する。

(6) 津波避難ビルの開錠方法等の確認

避難先を津波避難ビルなどの堅ろうな建物としている場合は、施設の開錠方法、上層階への移動経路、避難先への避難時における津波情報等の情報収集手段を確認する。

第11章 市民と地域、事業所等へのお願い（役割）

市民の生命・安全を確保するためには、津波災害においては、自分の命を守ることの「自助」と、地域で共に助け合うことの「共助」が特に重要になることから、市民と地域、事業所等は平時から防災・減災の取り組みに努めて頂くよう以下の項目を定める。

1 避難先・避難経路等の確認

市民は、津波発生時に、自宅やよくいる場所から避難する避難先や避難目標地点を事前に確認し、そこへ徒歩で避難するときの経路を事前に選定し確認に努めること。

なお、避難経路や避難目標地点を選定する場合の留意事項は次のとおり。

（1）避難路の選定

避難経路は、次の点に留意して選定する。選定にあたっては、不測の事態に備えて複数の避難経路を確保するよう努める。

ア 安全性

- （ア）避難する住民数を考慮した道幅が十分に確保されていること。
- （イ）山崩れや建物の倒壊、電柱や看板などの転倒・落下物等による危険性が低いこと。
- （ウ）橋梁等を有する道路については、その耐震性が確保されていること。
- （エ）ため池の下流に位置している場合は、ため池の耐震性が確保されていること。
- （オ）海岸、河川沿いの道路は、原則として避難経路としないこと。
- （カ）避難経路は原則として、津波の進行方向と同方向に避難するよう設定すること。
- （キ）指定した避難経路を使用できなくなった場合、近隣に迂回路を確保できる道路が望ましい。

イ 避難のしやすさ

- （ア）日々の生活で使い慣れている道路であること。
- （イ）津波避難場所まで、右左折を繰り返すことがないような、わかりやすい道順となっているか。

ウ 機能性

- （ア）誘導標識が適切に設置されていること。
- （イ）夜間に迅速に避難できるよう、商用電源に頼らない誘導灯等が整備されていること。
- （ウ）階段や急な坂道等には手すり等が設置されていることが望ましい。

(2) 避難目標地点の検討

避難目標地点は、自宅や職場、普段からよく行く場所などからの避難を考慮し、次の点に留意して複数検討する。

- ア 原則として、避難対象地域から外れていること。
- イ 袋小路となっていないこと。また、背後に階段等の避難路等がない急傾斜地や崖地付近は避けること。
- ウ 避難目標地点に到達後、指定された津波避難場所へ向かって避難できるような避難路等が確保されていることが望ましい。

ただし、津波到達までに避難対象地域の外へ避難することが困難な場合は、津波避難ビルなどの堅ろうな建物を避難目標とする。

2 積極的な災害情報の収集

津波災害は、避難に時間的余裕がないことから、津波発生時の迅速な避難行動を実現するため、市民は市が発信する情報伝達手段や津波浸水想定、災害に関する情報の入手方法などを、あらかじめ把握するなど、必要な情報の収集に積極的に努めること。

3 避難訓練

コミュニティ協議会や自主防災組織等の地域組織や事業所は、避難先への避難や津波避難ビル開設における防災活動など、関係者連携のもと、地域における津波避難計画に基づく実践的な訓練を通じた習熟度の向上に努める。

訓練実施の際は、あらゆる世代や立場の人が参画するよう配慮すること。

4 市民及び事業所における備蓄

市民及び事業所は、次のとおり、災害時のための備蓄を行うよう努める。

(1) 市民の役割

- ア 緊急時に携行できる非常持ち出し品の準備に努める。
- イ あらゆる場合を想定し、各家庭において、家族に合わせた3日分程度の物資等の備蓄に努める。
- ウ 食物アレルギー等、食事に特別な配慮の必要な者は、平時から3日分程度の分量を自ら確保するよう努める。
- エ カセットコンロ等調理用熱源及び燃料を確保するよう努める。
- オ 石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料を確保するよう努める。
- カ その他災害時に必要な物資（携帯ラジオなど）を事前に用意するよう努める。

(2) 事業所の役割

- ア 長距離通勤・通学者で災害時に帰宅が困難になる者が1～3日間程度泊まり込む場合に必要となる量の物資等の備蓄に努める。
- イ 事業所は、災害時でも必要となる業務の継続に必要な人員分の物資等の備蓄に努める。
- ウ 福祉施設・病院等は、入居者、入院患者及び職員等が必要とする3日分程度の物資等の備蓄に努める。
- エ 事業所は、地域の一員との立場から、防災用品等の事業所内備蓄を推進する。

5 避難行動要支援者への避難支援

自主防災組織や協力自治会・町内会は、あらかじめ配布された避難行動要支援者名簿を参考に、支援者自らが安全に退避する時間を確保した上で地域のお住いの避難行動要支援者に避難支援に努める。

避難行動要支援者、その家族等は、必ずしも避難支援が実施されるわけではないことを理解のうえ、自らも避難対策の検討や平時からの防災対策に努めること。

6 市民及び事業所における耐震対策

市民や事業所は、津波発生時から速やかに避難行動を実施できるように、建物の耐震補強や、家具・備品などの転倒防止など耐震対策に努める。

7 市民及び事業所における安否確認方法

市民（各家庭）や事業所は、避難後に互いに安否を確認できるよう、あらかじめNTT災害伝言ダイヤルの利用など安否確認手段の確認に努めること。また、安否確認のために避難元へ引き返すことがないように、避難指示が解除されるまで避難の継続の徹底を図ること。